

H20. 6. 28 原案可決

紀の川市東山田地内の林地開発申請に伴う残土処分場建設に関する林地開発許可を与えない旨の請願に係る意見書

当建設予定地は、周辺地域の住民にとって、生活用水、かんがい用水等の重要な水源地域であるとともに、災害の防止、環境保全等の高い機能を有する森林地域である。

当該地域の開発については、過去からの複雑な経緯があり、今回の残土処分場建設により、生活環境の重大な変更を余儀なくされ、生命・健康を維持し、快適な生活を送ることが侵害される危険性もあるとして、周辺住民が開発反対を訴え、1,482名分の署名が提出されており、住民意見に対する対応はもとより、地元関係者と自治体が一体となり、問題解決に取り組むべきところである。

6月24日、農林水産委員会が現地踏査を実施し、慎重に審査した結果、当該林地開発許可申請については、地域住民の生命、財産を守るうえで、多くの危惧する点があり、地域住民、地元紀の川市等の意見を十分尊重すべきであるとのことから、県議会としては、農林水産委員会の意見を踏まえ、特段の対処が必要と考える。

よって、知事においては、当該林地開発の許可を与えないよう、強く要望する。

平成20年6月28日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)
和歌山県知事